

平成28年度第4回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 平成29年 2月13日(月)
午後2時から
場 所 保健センター 3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の再編について
- (2) 指定介護予防支援業務の委託について
- (3) 地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）事業所の指定について（非公開）
- (4) 地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（非公開）
- (5) 市外の地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（報告・非公開）
- (6) 市外の地域密着型サービス等（小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護）事業所の指定について（報告・非公開）
- (7) その他

4 閉 会

介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の再編について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業（旧二次予防事業）を再編し、新たな一般介護予防事業を実施してまいりたいと考えております。

第1章 検討の経緯

1 総合事業の開始

当初、総合事業の実施は野田市介護保険条例により、平成29年4月1日まで猶予されていましたが、27年度の介護報酬が下がったことから、総合事業費上限額の10%上乗せ特例により27年度に移行した場合が最も上限額を確保できることが検証できたため、平成28年3月1日に前倒して開始しました。

2 総合事業の国の位置づけ

国の「地域支援事業実施要綱」では、総合事業は以下のとおり位置づけられています。

1 総合事業

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）からなる。

総合事業では、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、その利用促進を図っていくことが重要である。

（省略）

（2）一般介護予防事業

ア 総則

（ア）目的

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する。

その目的を達成するため、市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地

域リハビリテーション活動支援事業の5事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。

(イ) 対象者

一般介護予防事業は、当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

なお、介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者人口の概ね1割を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。

イ 各論

(ア) 介護予防把握事業（説明省略）

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、概ね次のものが考えられるが、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。なお、実施に際しては、特に必要と認められる場合、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。

- ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布
- ② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催
- ③ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催
- ④ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

なお、介護予防に資する住民主体の通いの場は、週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人に概ね10か所を目標として、地域の実情に応じて定めるものとする。

また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせ支援することが考えられる。

- ① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- ② 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援
- ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

例えば、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等が考えられる。

(エ) 一般介護予防事業評価事業（説明省略）

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業（説明省略）

3 国における課題等

(1) 二次予防事業の反省点

これまで、要支援状態となるおそれの高い人を対象とした二次予防事業に主眼を置いた取組では、対象者の把握に多大な労力が費やされ、介護予防プログラムへの参加を働きかけることが十分にできない、参加者が集まらないなどの課題を抱えていました。

また、二次予防事業の対象者と見なされることへの抵抗感が高齢者の側に生まれてしまうことも、介護予防プログラムの参加率が伸びないひとつの要因でした。

(2) 総合事業への移行

二次予防事業は総合事業の開始により廃止となります（総合事業では一次予防事業・二次予防事業の区別そのものが存在しません）。

既存の委託先がある関係で二次予防事業の廃止が困難な場合は、見直しを前提としつつ、一般介護予防事業の「介護予防普及啓発事業」として継続することも可能とされています。

4 野田市の課題

従来の介護予防事業

事業種別	事業内容	再編等
二次予防事業 (65歳以上の要介護状態になるおそれの高い状態の者)	(1) 二次予防事業の対象者把握事業	廃止
	(2) はつらつ教室事業 (①はつらつ教室、②元気アップ教室、③いきいき元気教室)	再編
	(3) 高齢者筋力向上トレーニング事業	
	(4) 二次予防事業評価事業 (地域巡回型測定会)	廃止予定
一次予防事業 (65歳以上のすべての者)	(5) シルバーサロン事業 (6) 介護支援ボランティア事業	継続

従来の介護予防事業のうち、基本チェックリストで対象者を絞り込んで実施する二次予防事業の課題は以下のとおりです。

(1) 多額の費用に対し参加者が少なく非効率でした。

二次予防事業費4,000万円のうち、はつらつ教室等の事業費は2,070万円で、高齢者43,000人のうち事業の対象となる一般高齢者35,000人に対し、参加者はわずか217人でした。教室参加者1人当たりの事業費は約95,000円/人と高額な費用が掛かっています。少数の教室参加者の健康寿命は延びますが、市全体への効果が得られませんでした。

そこで、より安価に多くの市民に効果が得られる、効率的な介護予防の検討が課題です。

(2) 比較的元気な高齢者対象の事業が中心で、虚弱化すると参加できませんでした。

これまでの二次予防事業は筋力向上トレーニングなどのいわゆる元気アップ体操が中心でした。しかし、高齢者はいずれ虚弱化し、元気アップ体操には参加できなくなります。この虚弱化が進むほど多くの介護サービスが必要となり、費用も高額になります。

そこで、虚弱化した高齢者の介護予防を検討する必要があります。

また、元気な高齢者の介護予防もちろん必要ですが、介護保険の費用で行うことだけにとらわれず、民間サービスを活用するなど、より効率的に行うための検討が課題です。

(3) 身近な場所で事業を行っていないため、参加しにくい状況でした。

これまでの二次予防事業は会場がコミュニティ会館等に限定されていたため、交通手段がない人は参加しにくい状況でした。また、団塊の世代が現役を引退し、地域にたくさん元気な高齢者がいるにもかかわらず、隣近所が行き来して、縁側や路地で井戸端会議をするような地縁は、世帯構成や住宅事情により、昔に比べて希薄になっています。

そこで、高齢者が家に閉じこもることなく、出かけられるような身近な場所を創出する必要があります。また、身近な場所で介護予防を行う仕組みの検討が課題です。

5 一般介護予防事業の再編の方向性

(1) 市民ボランティアを育成します（市民が市民を指導して、市内に拡大する介護予防を展開します）。

市民のボランティアによる指導者が一般の市民を指導する仕組みを構築し、継続的に指導者を養成することで、市内全域に広がる効果的な介護予防を目指します。

(2) 多くの市民が参加しやすい介護予防を展開します。

対象者を絞り込むことなく、だれでも自由に参加でき、気軽に行うことができる仕組みを構築し、効果的な介護予防を目指します。

(3) 虚弱化していくことを前提とした介護予防を展開します。

元気アップ体操ができなくなってしまった高齢者が取り組める方法を導入し、更なる虚弱化を先送りし、終焉（しゅうえん）に至るまで高齢者への尊厳を守りつづけることを目指します。

(4) 運動・栄養・社会参加に配慮した介護予防を展開します。

基礎体力を維持する運動、十分な栄養の補給とそのための口腔ケア、社会との関わりを持ち続けることで、虚弱化を先送りし、健康寿命を延伸することを目指します。

(5) 住民主体の通いの場を創出する仕組みを展開します。

住民主体の通いの場を創出するための補助制度を導入し、介護予防、見守り、コミュニティの醸成が、市内全域の歩いて通える身近な場所に広がることを目指します。

(6) 介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用します。

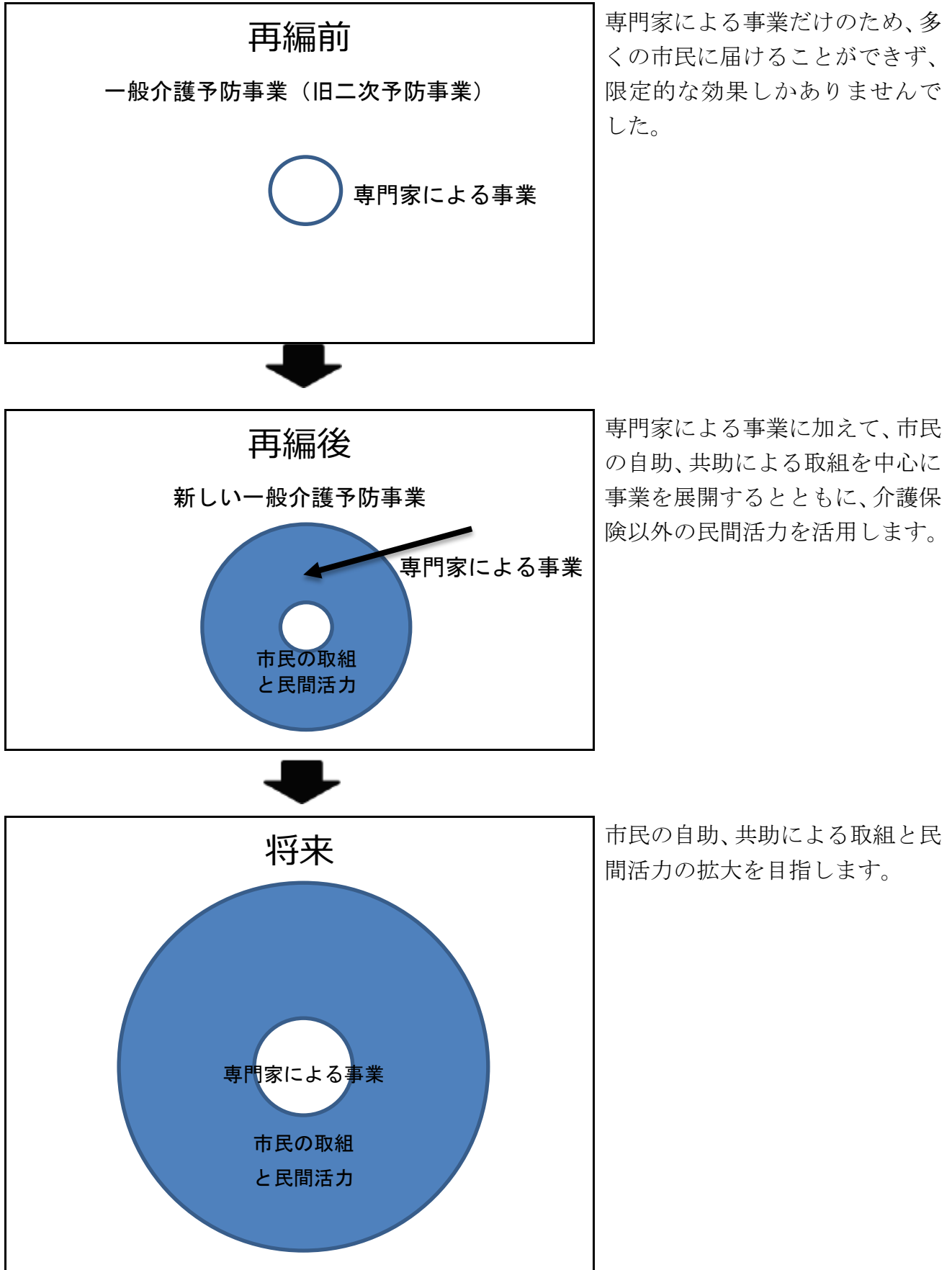
民間のサービス、ボランティア、サークル、地縁等の介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指します。

(7) 広報活動を戦略的、積極的に展開します。

家に引きこもりがちな高齢者にできるだけ参加いただけるよう、介護予防への動機づけとなるような周知方法を導入し、効果的な介護予防を目指します。

第2章 全体構想と基本方針

1 一般介護予防事業の全体構想



2 一般介護予防事業の基本方針

(1) 高齢者への感謝、敬意を表明します。

現在の高齢者を取り巻く環境は、戦後、大家族制が解体し、個人を基本とした核家族への転換が進み、介護の社会化により、家族内福祉が流動化して、男女共同参画が進む一方で、家族や地縁の関係が希薄化しています。

また、だれもが加齢に伴い体力は虚弱化していきませんが、これまでの介護予防教室では、体力向上の過剰なイメージが高齢者の介護予防に取り組む意欲に逆効果の面がありました。

地域で高齢者が終焉まで尊厳をもちつづけることができるよう、高齢者への感謝、敬意とともに、体力的な低下が訪れても、できる範囲のことを続けることで、明るく元気に生き続けて欲しいというメッセージを表明します。野田市全体が家族という理念で、多世代が一緒になって高齢者を支えます。

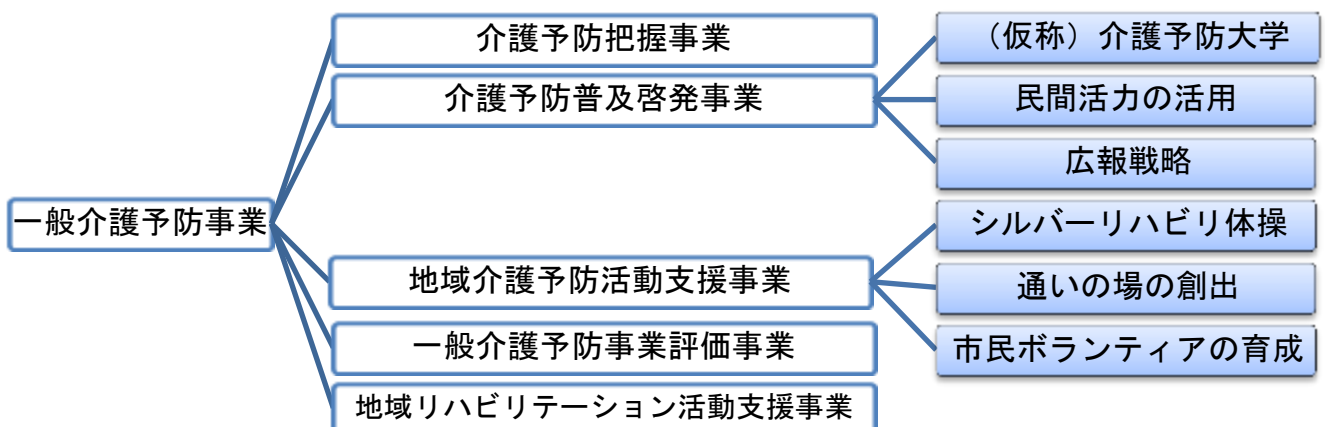
(2) 市民の介護予防に関する知識の向上を目指します。

これまでは「介護予防のために体操教室に参加しませんか。」という結論だけを広報するため、教室に参加したいと思う市民があまりいませんでした。

市民が苦勞して知識を得ることにより、理解できる範囲が広がり、さらに知識を高める動機づけとなり、最終的には得た知識を活用し、人に伝えたいという気持ちになるよう、介護予防が必要な理由、健康や介護予防に関する知識を周知し、市民の介護予防に関する知識の向上を図ります。これにより、市民自らが学び、力をつけ、地域を支えていく人材が増えていくことが期待されます。

3 新たな一般介護予防事業の概要

- (1) シルバーリハビリ体操（新規事業）
- (2) (仮称) 介護予防大学（従来事業の再編）
- (3) 通いの場の創出（新規事業）
- (4) 市民ボランティアの育成（再編）
- (5) 民間活力の活用（新規事業）
- (6) 広報戦略（新規事業）



第3章 シルバーリハビリ体操（新規事業）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下に基づき、シルバーリハビリ体操を新たに導入します。

- (1) 市民ボランティアを育成します（市民が市民を指導して、市内に拡大する介護予防を展開します）。
- (2) 多くの市民が参加しやすい介護予防を展開します。
- (3) 虚弱化していくことを前提とした介護予防を展開します。

2 シルバーリハビリ体操の概要

シルバーリハビリ体操は、茨城県立健康プラザ管理者で医学博士の大田仁史氏が考案した、虚弱化した高齢者の自立・自尊のための92種類の体操を、市民の体操指導士が一般の市民を指導する仕組みの体操です。

道具を使わないため、多額の費用を要することなく、どんな場所でも、どんな姿勢でも（起立でも、座ってでも、寝てでも）行うことができます。

また、継続的に体操指導士を養成することで、結果として、体操を教えるだけでなく、地域を支えていただけるリーダーを、数多く育成することができます。

茨城県で平成16年度から体操指導士養成事業を開始し、県内で7,553人の指導士が1,777か所の教室で体操を行い、延べ580,450人の住民が体操を行いました。

平均して高齢者100人に対して1人の指導士が養成された年から、指導士数が多い市町村では軽度要介護者の認定率を抑制していることを示唆するデータが得られています。

また、災害時に指導士が避難所を見回り、体操指導のボランティア活動が展開された実績もあります（平成27年9月11日台風18号災害による常総市の活動事例）。



3 高齢者の体操の考え方の整理

(1) 元気アップ体操とレクリエーション体操

介護予防の体操は全国にご当地体操などとしてたくさんあり、筋力向上などを目的とした「元気アップ体操」と楽しみを目的とした「レクリエーション体操」に大別されます。

これらは、いずれも特別なリスクのある人は別として、よほどの負荷をかけなければ体に悪いことはありませんが、ウォーキングや民間のスポーツクラブなど、自ら取り組むことができるものと類似する点が多くあります。

また、加齢とともに、すべての高齢者がいずれはこれらの体操ができなくなります。

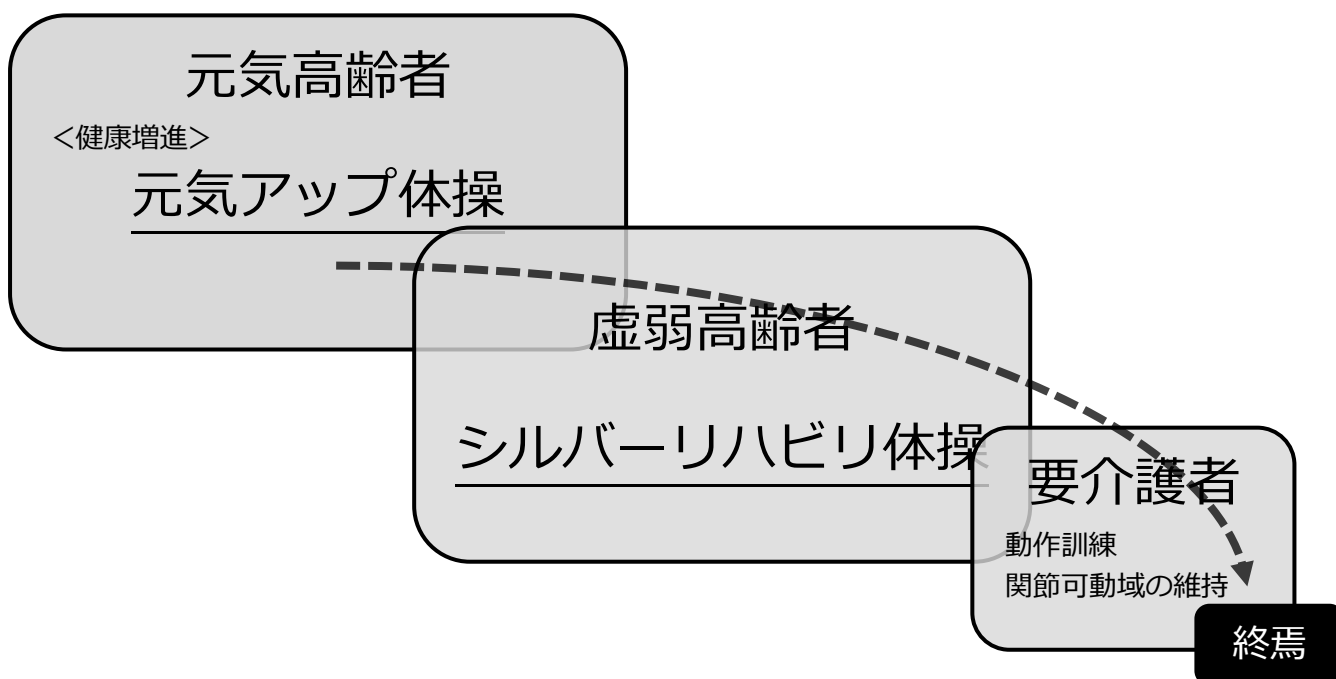
(2) シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操は加齢によって機能が右肩下がりとなり、自力での運動がおぼつかなくなった高齢者や軽度要介護者が対象となります。

虚弱化しはじめた高齢者が終焉に至るまで、おもに以下の3つを起点として、自立・自尊のために必要な動作を要素的に分解し体操に組み込んでいます。

- ① つかまっても立てること（トイレでパンツの脱着がしてもらえる）。
- ② 10分間程度背もたれなしで座位が取れる力を維持すること（トイレを使える）。
- ③ そう遠くない先に終焉を迎える高齢者にとって、自立・自尊のために関節可動域が維持（変形拘縮が予防）されること（長期間寝たきりの高齢者が亡くなった時、拘縮で腕が曲がらず、組めないどころか骨を折ってお棺に入ることになり、人間としての尊厳が守られているとは言い難い）。

シルバーリハビリ体操の位置づけ

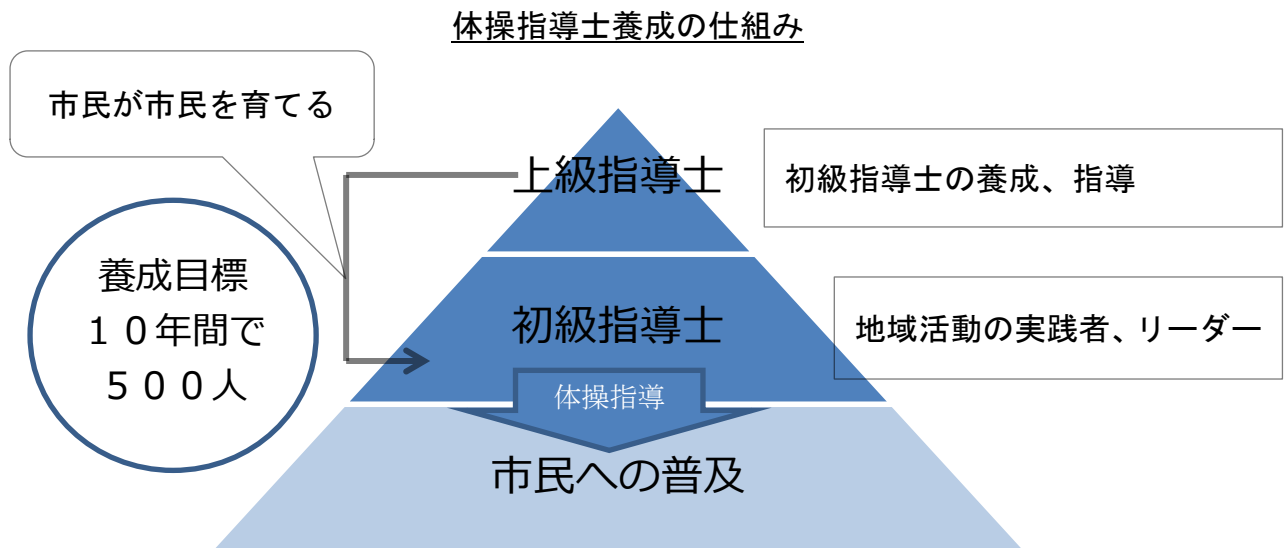


4 体操指導士の養成

(1) 体操指導士養成の仕組みと役割

シルバーリハビリ体操は市民の体操指導士が一般の市民を指導する仕組みです。指導士の資格要件は市内在住で市内で活動できる方です。

- ① 初級指導士が一般の市民に体操指導を行います。
初級指導士は地域活動の実践者であり、地域のリーダーです。
- ② 上級指導士が初級指導士の養成、指導を行います。



体操指導士養成講習

養成	講習内容
初級指導士	6日間（研修30時間）の講習を受講。 体操を教えるために必要な知識として解剖運動学（108項目）の講義とシルバーリハビリ体操（92種類）の実技を学習。
上級指導士	10日間（研修20時間、実習30時間）の講習を受講。 上級の役割、初級指導士養成講習の解剖運動学・体操の復習し、指導のポイントを学習。実際に初級指導士養成講習の講師を受け持ち実習。

(2) 体操指導士の活動のポイント

シルバーリハビリ体操指導士による活発な住民活動を興すには、活動家を公募で選び、洗練したカリキュラムで育成し、これらを組織し、フォローし、褒賞することが重要です。とくに、体操による介護予防の効果を得るとともに、けがを防止するため、カリキュラムの徹底と専門職（理学療法士、作業療法士、保健師等）による指導が重要になります。

(3) 養成目標

高齢者100人に対して1人の指導士が養成された年から、指導士数が多い市町村では軽度要介護者の認定率を抑制していることを示唆するデータが得られています。

平成37年度（2025年度）の65歳以上の人口推計値は50,292人ですので、10年間で初級指導士500人を目標に養成します。29年度は初級指導士60人を養成します。

(4) 市の専門職による養成

養成する専門職

養成	野田市	茨城県
上級指導士が養成されるまでの 初級指導士	市の特別講師	県立健康プラザ
上級指導士	市の特別講師	県立健康プラザ
市の特別講師	NPO法人日本健康加齢推進機構	—

① 特別講師による養成

市民が市民を養成するシルバーリハビリ体操ですが、当初は市民の上級指導士がいません。2、3年後に上級指導士が養成されるまでの代わりと上級指導士の養成は、茨城県では指導士養成事業を受託する県立健康プラザの専門職が行います。

野田市では県立健康プラザの代わりに市の専門職が特別講師となって初級指導士を養成します。なお、指導士養成講習では、1回あたり3～4名の特別講師が必要となります。

茨城県立健康プラザ管理者大田仁史氏からは、けがの防止や介護予防効果を得るために、次の2点を遵守するよう指導されています。

- 1) マニュアルを徹底し、体操の水準を維持するため、指導士の養成は、市職員が責任を持って行うこと（これまでの経験上、市職員が熱心な自治体が普及する）。
- 2) 市民に正確な体操を実施させるため、理学療法士、作業療法士、保健師などの専門職が行うこと。

② NPO法人による特別講師の養成

市の特別講師の養成は、平成28年10月19日に設立されたNPO法人日本健康加齢推進機構（理事長大田仁史氏、副理事長田中喜代次氏（筑波大学教授・株式会社THF代表取締役））の専門職が行う予定です。また、教材の販売等もNPO法人が行います。

体操指導士養成講習

養成	講習内容
特別講師	講習内容はNPO法人が現在検討中。4日間の講習を受講。 なお、野田市の場合、29年度の導入準備に向けて、28年度に無料で特別受講済み（指導士養成講習、6日間、11月～12月実施）。

(5) これまでの経過と今後の予定

- 平成28年度
- 6月 茨城県立健康プラザ大田管理者に面会、指導士養成講習視察
 - 8月 先進市導入事例視察（船橋市）
 - 9月 茨城県立健康プラザ大田管理者に面会、NPO法人検討状況
 - 10月 リハビリテーション・サミット2016（全国リハビリテーション医療関連団体協議会主催、参加者1千人）、シルバーリハビリ体操全国交流会（茨城県主催、日本理学療法士協会）に参加
シルバーリハビリ体操指導士養成事業の全国事例の紹介等
 - 11月～12月 市職員特別受講

養成目標

平成29年度	市職員等特別講師養成3人（保健師1名・理学療法士2名、委託含む） 初級指導士養成講習60人（20人×3期）
平成30年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期） シルバーリハビリ体操指導士会発足
平成31年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期） 上級指導士養成講習開始予定
平成32年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期）、上級指導士養成講習
平成33年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期）、上級指導士養成講習
平成34年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期）、上級指導士養成講習
平成35年度	初級指導士養成講習60人（20人×3期）、上級指導士養成講習
平成36年度	初級指導士養成講習40人（20人×2期）、上級指導士養成講習
平成37年度	初級指導士養成講習40人（20人×2期）、上級指導士養成講習
養成目標	初級指導士 累計500人

第4章 介護予防大学（再編）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下に基づき、介護予防大学を展開します。

- (2) 多くの市民が参加しやすい介護予防を展開します。
- (4) 運動・栄養・社会参加に配慮した介護予防を展開します。
- (6) 介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用します。

2 現状

(1) 多額の費用に対し参加者が少なく非効率でした。

これまでののはつらつ教室等の参加者1人当たりの事業費は約9万5千円と高額でした。

事業	事業費	参加者数	1人当たり事業費
再編前	20,653,449円	217人	95,177円

(例) はつらつ教室

- ① 開催期間 平成28年9月29日～12月22日（毎週木曜日）
- ② 開催回数 12回
- ③ 参加者数 14人
- ④ スタッフ数 THF 4人（第7回のみ7人）、市民ボランティア（介護予防サポーター）0人～2人

開催回	内容
第1回	元気で長生きする秘訣、毎日取り入れたい運動
第2回	自分の健康や生活について振り返ろう、体力を確認しよう（体力測定）
第3回	体力測定結果の返却と説明、体調を自己管理しましょう
第4回	いつまでも元気に歩くために、脳（あたま）の健康づくりをはじめましょう
第5回	食事について考えてみよう
第6回	転倒を予防しよう、転ばないための筋力運動
第7回	歯や口の健康を考えよう、口の体操
第8回	外出を楽しみましょう、楽しい運動
第9回	ストレスと上手につき合いましょう、リラックス体操
第10回	自分の生活を確認しよう、尿もれ予防の秘訣
第11回	体力を確認しよう（体力測定）
第12回	体力測定結果の返却と説明、これからの健康づくり、運動を続けることの大切さ

(2) 身近な場所で事業を行っていないため、参加しにくい状況でした。

これまでは会場がコミュニティ会館等の市内6か所に限られていたため、交通手段がない人は参加しにくい状況でした。

開催箇所	開催場所
6か所	関宿、北、中央、南コミュニティ会館、総合福祉会館、保健センター

3 再編（案）

市民自らが介護予防に取り組む動機づけとなるよう、介護予防の普及啓発を行うため、市内全域をキャンパスとし、できるだけ多くの市民が参加できることを目的とした、新たな（仮称）介護予防大学を創設します。

（1）目的

これまででは、はつらつ教室等のコースの中で、参加者の筋力等を向上させることが目的でしたが、今後は介護予防に関する知識・技術の普及啓発により、市民自らが介護予防に取り組むための動機づけとなることを目的とします。

（2）概要

介護予防大学の理事長、事務局、学生、講師、市民ボランティアは以下のとおりです。

項目	内容
学長	野田市長が務めることとします。
事務局	野田市保健福祉部介護保険課に置きます。
学生	65歳以上の高齢者に限らず全ての世代がともに介護予防に取り組むという地域支援事業の趣旨から、すべての野田市民とします。ただし、市民以外で市内に在学、在勤の者等も認めます。
講師	株式会社THF、その他の民間事業者、市の介護保険課職員、シルバーリハビリ体操指導士、介護予防サポーターなどの市民ボランティアが務めます。
市民ボランティア	上記の講師のほか、介護予防大学の受付、参加者のサポート、片づけ等の運営補助を行います。

（3）講座の種類

出前ミニ講座、出前講座、本講座で構成します。

年間延べ講座数は、約1,000講座、参加人数は約10,000人を見込んでいます。

事業者に委託して行うもの以外に、本講座の中で、シルバーリハビリ体操の体験教室や、介護予防サポーターによるはつらつサロン、市職員による出前講座を行います。

講座名	内容	講座数 参加人数
出前ミニ講座	<p>介護予防大学の目玉となる講座。</p> <p>いつでもどこでも出前して、介護予防の動機づけとなるような5分～15分程度の講話、実演を、市内全域のスーパー、ドラッグストア、自治会館、公共施設等で行う。</p> <p>いきいきクラブ、地区社会福祉協議会、自治会等と調整し、多くの開催につなげる。本講座、出前講座を広報し、参加につなげる。</p> <p>（内容）健康寿命と介護予防の知識、えだまめ体操、シルバーリハビリ体操、介護予防大学のスケジュール等</p>	480 講座 2,400 人

講座名	内容	講座数 参加人数
出前講座	介護予防大学の中心となる講座。 市内全域の身近な場所に出前して、本講座のうちの1講座をいきいきクラブ、地区社会福祉協議会、自治会等の5人以上が集まる場所で行う。これまで行っていたコミュニティ会館等も含む。(内容) 後述のとおり。	352 講座 5,280 人
本講座	介護予防大学の講座を網羅し、出前講座につなげていくための指標となる、1講座30分～120分程度の講座。保健センターで実施する。(内容) 後述のとおり。	208 講座 3,120 人
合計		1,040 講座 10,800 人

講座名	内容	講座数 参加人数
シルバーリハビリ体操・はつらつサロン・市の出前講座	シルバーリハビリ体操の普及のための体験教室、介護予防サポートボランティアの会によるはつらつサロン、市職員による制度説明等を、本講座または出前講座と位置づけ実施する。	137 講座 3,340 人

(4) 講座の内容 (本講座・出前講座)

① 運動・栄養・社会参加に配慮した内容にします。

虚弱化を予防するには運動・栄養・社会参加に取り組むことが必要です。

虚弱化につながる要因のうち、高齢期特有の問題が、食が細くなることによる低栄養と、筋力が弱ることによる体力の低下、社会との関わりが減ることということが、東京都健康長寿医療センターの研究により分かっています。

講座のうち運動が多い理由は、一人で始めること、続けることが難しく、何度も繰り返し啓発していく必要があるためです。社会参加については講座による学習だけでなく、後述の市民ボランティアの実践そのものが、もっとも社会参加につながるため、推奨します。栄養については、これまでの歯科医師会のご協力による口腔衛生の講座に加えて、栄養の講座をさらに充実させるべく、今後検討します。

② 健康寿命を延ばす動機づけになる内容にします。

これまでは、はつらつ教室等のコースの中で、参加者の筋力等を向上させることが目的でしたが、今後は介護予防に関する知識・技術の普及啓発により、市民自らが介護予防に取り組むための動機づけとなる内容にします。

③ 市民のボランティアの活用機会を設け、社会参加を促します。

できるだけ多くの方にボランティア活動に取り組んでいただけるよう、原則として年齢制限を設けない4種類の市民ボランティアの活動機会を設けます。

まず、体操中心のシルバーリハビリ体操指導士、介護予防サポーターに加えて、体操以外の活動を中心に行う、介護予防大学の運営補助を設けます。また、介護支援ボランティアを継続しますが、65歳以上という年齢制限があるため、対象を若い人まで拡大し年齢制限を設けない介護予防大学ボランティアを新設します。

講座の種類	内容	講座数
運動	【講義・実技】認知症予防運動、転倒予防運動、尿もれ予防訓練、骨粗しょう症予防運動、体幹強化運動、スクエアステップ、呼吸法、リラクゼーションなど	12 講座
栄養（口腔）	【講義・実技】認知症予防のための食、歯の磨き方、お口の体操、唾液腺マッサージ、低栄養予防など	3 講座
社会参加	【講義・実技】ウォーキング、閉じこもり予防など	6 講座
合計		21 講座

（５）出前ミニ講座及び出前講座の開催場所

- ① 出前ミニ講座は、ショッピングセンターやドラッグストアなどの多くの人が行きかう場所や、老人福祉センターなどの人が集っている場所に出かけて行きます。また、いきいきクラブの総会などにも出向いて行きます。
- ② 出前講座は、これまで同様、関宿・北・南・中央コミュニティ会館を始め、総合福祉会館、公民館、老人福祉センター、地域福祉センターなどの公共施設を利用します。また、5人以上集まる市民から依頼があれば、ご自宅へも伺います。

4 期待される効果

現在、野田市の人口は155,134人、高齢者が43,354人、要介護等認定者が6,384人ですが、10年後には高齢者人口が約50,000人、要介護等認定者が約12,000人になる見込みです。

最も身近で深刻なのは介護の必要な方の急増により、医療や介護サービスの専門家が圧倒的に足りなくなることです。そこで、市民一人一人が介護予防に関する知識を向上させ、自助や共助により、自らの健康寿命の延伸に取り組むことが重要となります。

これまで年間延べ2,600人の受講者でしたが実人数217人の方が何度も繰り返し受講された結果です。これではこのように増加する高齢者に対応できないため、市内全域をキャンパスとし、できるだけ多くの市民が参加できることを目的とした、新たな（仮称）介護予防大学により約10,000人の参加者に働きかけることで、効果が期待されます。

また、シルバーリハビリ体操により市民が市民に働きかける仕組みにより、より多くの介護予防効果を目指します。

※現在の人口等は平成28年4月1日時点。10年後は第6期シルバープランによる。

<参考> 1週間の時間割(例)

(1) 本講座 7月開校時(保健センター4階 408会議室)

	月	火	水	木	金
午前	***	シルバーリハビリ体操体験教室	***	***	シルバーリハビリ体操体験教室
昼休み					
午後1	スッキリストレッチ (45分)	スクエアステップエクササイズ (60分)	はつらつサロン	ストレスを上手にコントロール (60分)	民間企業による出前講座 (60分)
午後2	脳トレエクササイズ (45分)	お口の健康講座 (90分)		こころとからだの癒しエクササイズ (45分)	職員による出前講座 (60分)
午後3	痛みの予防・改善エクササイズ～膝～ (30分)			痛みの予防・改善エクササイズ～腰～ (30分)	***

(2) 本講座 10月シルバーリハビリ体操指導士養成開始時

	月	火	水	木	金
午前	シルバーリハビリ体操初級指導士養成講座1コース 1日目	シルバーリハビリ体操体験教室	***	シルバーリハビリ体操初級指導士養成講座1コース 2日目	シルバーリハビリ体操体験教室
昼休み					
午後1	シルバーリハビリ体操初級指導士養成講座1コース 1日目	スクエアステップエクササイズ (60分)	はつらつサロン	シルバーリハビリ体操初級指導士養成講座1コース 2日目	民間企業による出前講座 (60分)
午後2		シニア版スマートダイエット講座 (90分)			職員による出前講座 (60分)
午後3					コアトレエクササイズ～体幹強化～ (30分)

(3) 出前講座（公民館、地区社協など）

	月	火	水	木	金
午前 1	(関宿公民館) 脳トレエクサ サイズ (45分)	(今上下組自 治会館) スッキリスト レッチ (45分)	(福田公民館) ストレスを上 手にコントロ ール (60分)	(島会館) こころとから だの癒しエク ササイズ (45分)	(東部公民館) スクエアステ ップエクササ イズ (60分)
午前 2	(関コミ) スクエアステ ップエクササ イズ (60分)	(中コミ) 能力アップ講 座 (60分)	(南コミ) スッキリスト レッチ (45分)	(南コミ) スクエアステ ップエクササ イズ (60分)	(北コミ) 脳トレエクサ サイズ (45分)

(4) 出前ミニ講座（市内各所）

	月	火	水	木	金
午前	(やすらぎの 郷)	(いきいきク ラブ)	(イオン時計 の広場)	(清水地区地 区社協)	(中根地域福 祉センター)
	① 9:00	① 9:30	① 9:00	① 9:30	① 9:00
	② 9:30	② 10:30	② 9:30	② 10:30	② 9:30
	③ 10:00		③ 10:00		③ 10:00
	④ 10:30		④ 10:30		④ 10:30
	⑤ 11:00		⑤ 11:00		⑤ 11:00

第5章 通いの場の創出（新規事業）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5 一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下に基づき、通いの場を創出します。

(2) 多くの市民が参加しやすい介護予防を展開します。

これまでの市民が参加できる事業には、THF、理学療法士による「はつらつ教室等、高齢者筋力向上トレーニング」、市民の介護予防サポートボランティアの会が自主運営する「はつらつサロン」、NPO法人に委託した「シルバーサロン」がありましたが、シルバーサロン以外はそれぞれ参加条件があり、多くの市民が参加しにくいものでした。

事業	運営	参加条件	参加者
はつらつ教室等	THF、理学療法士	基本チェックリストにより介護予防対象者を絞り込んで教室を案内し、希望者しか参加できない。 一般高齢者 35,131人 → 対象者 6,188人	217人
はつらつサロン	市民（介護予防サポートボランティアの会）	THFの介護予防サポーター養成研修を受講したサポートボランティアの会会員（68人）が運営し、はつらつ教室等の修了者しか参加できない。	1,220人
シルバーサロン	NPO法人（ゆうアンドみい）	一般高齢者がだれでも参加できる。	8,562人

(5) 住民主体の通いの場を創出する仕組みを展開します。

これまでの会場は公共施設に限られていたため、交通手段がない人は参加できませんでした。

会場	公共施設6か所。 保健センター、総合福祉会館、関宿・北部・南部・中央コミュニティ会館
----	---

2 近隣市の状況

近隣6市のうち、鎌ヶ谷市を除く5市で、通いの場への助成を行っています。

市	事業名	補助限度額			補助要件	
		開設準備	運営費	家賃	頻度	時間
松戸市	元気応援くらぶ事業	10万円	5万円/年 (2年間)	—	1回/週	2時間/回 うち体操10分以上
柏市	週1型事業	—	10万円/年	—	1回程度/週 約45回/年	3時間/回
	常設型事業	100万円	24万円/年	個人5万円/年 賃貸60万円/年	4回程度/週 約180回/年	5時間/回
流山市	高齢者ふれあいの家支援事業	20万円	7万5千円～ 15万円/年	2万円/月	2回/週	2時間/回
我孫子市	(強化型) きらめきデイサービス事業	—	150円(強化型200円) / 参加者1人	4万円/月	1回/月	2時間/回 (強化型はうち体操10分以上)
船橋市	アクティブシニア介護予防補助金	—	10万円/年	なし	1回/週	30分/回

3 野田市の現状

(1) シルバーサロン

シルバープランでは「現在NPO法人との協働事業として、1拠点の開設となっているため、ボランティア団体を活用し、地域に気軽に立ち寄れるシルバーサロンを日常生活圏域ごとのニーズを把握しながら、事業の拡大を推進します。」と位置付けられています。

中央・東部地区	南部・福田地区	北部・川間地区	関宿地区
2か所	なし	なし	なし

委託料等 6,780,000円

(内訳) 1,951,000円 (シルバーサロンはつらつゆうみい)

4,829,000円 (シルバーサロン元気)

(2) 地区社会福祉協議会 (地区社協)

地域福祉計画では「地域の触れ合いの場づくり (ふれあい・いきいきサロン等)」として、「そこで、地区社協では「ふれあい・いきいきサロン」等の異世代を対象とした事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、更なる機会の確保に対応していきます。」としています。

地区社会福祉協議会補助金 4,403,520円

(内訳) 100,000円/地区 (22地区) 及び55円/会員 (40,064世帯)

(3) 自治会館等

自治会館等約100か所のうち14か所で地区社協がふれあい・いきいきサロンを行っており、このほか、公共施設18か所でも活動を行っています。そこで、活動を行っていない自治会館等でも、新たにサロン活動を拡げていける可能性があります。

4 シルバーサロンの位置づけ

シルバーサロンでの活動を、市民ボランティアが運営する通いの場の参考となるよう位置づけ、現在の中央・東部地区の2か所の活動を継続します。

ただし、シルバーサロンは多額の委託料を要するため、市民ボランティアによる運営の「通いの場」の創出を優先し、4つの日常生活圏域ごとの普及状況を勘案し、普及の進まない圏域について、シルバーサロンも含めて通いの場のあり方について検討します。

5 通いの場事業 (案)

(1) 位置づけ

現在、地区社協で行われているふれあい・いきいきサロン事業を、週1回程度開催することを、通いの場の要件とし、ふれあい・いきいきサロンも含めて位置付けていきます。

なお、現在検討を進めている認知症カフェ運営補助事業 (補助額50,000円) の場所と同じ場所で通いの場を行う場合にも、重複して補助することも可能とします。

(2) 実施主体

市内の法人、団体及び市民 (個人)

(3) 実施内容

高齢者の介護予防及び孤立化の防止に資する活動を行うこと。

(4) 補助要件

週1回程度、1回2時間以上開設すること。

シルバーリハビリ体操の会場提供に協力すること。

(5) 補助額

1か所につき1回のみ、200,000円を上限に補助金を交付し、開設準備費用や広報等の経費を対象に助成します。

(6) 財源構成

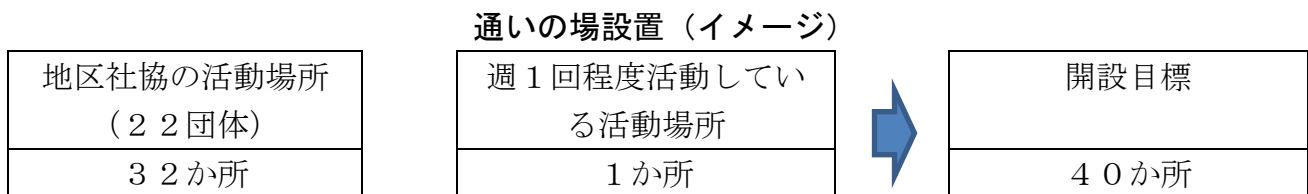
介護予防・日常生活支援総合事業のため、1号被保険者22%、2号被保険者28%、国25%、県12.5%、市12.5%です。

(7) 開設目標

10年間で約40か所開設を目標とする。

地域支援事業要綱では「開催か所数は人口1万人に概ね10か所を目標」とあり、野田市では約150か所となるが、近隣市の開設状況から見ても現実的な目標ではない。

そこで、地区社協が22団体あること、小学校区が20校区であることから、各小学校区に2か所、合計40か所を開設目標とする。



参考 近隣市の実績（平成29年1月現在）

市	人口	人口に対する目標	開設済	開設率
松戸市	492,199人	492	22	4.5%
柏市	417,857人	417	15	3.6%
流山	180,248人	180	17	9.4%
我孫子市	132,619人	132	22	16.7%
船橋市	630,937人	630	募集中	—

6 今後の検討

(1) 空き家の活用について

通りの場の開設場所として、空き家を活用することについて、今後検討します。

(2) 運営補助等について

29年度の事業開始当初は開設補助のみで、運営補助、家賃補助は行わないこととしますが、空き家を活用する場合や賃貸施設を活用する場合などの運営補助、家賃補助のあり方について、今後、空き家の活用と合わせて、検討します。

<参考> 認知症カフェ運営補助事業

(1) 実施主体

市内の社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の法人、地縁団体及び市が認める団体とし、個人は除く。

(2) 実施内容

ア 認知症の人及びその家族等が気軽に集い、安心して利用できる場を提供すること。

イ 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供すること。

ウ 認知症に関する相談に対し、適切な対応を行うこと。

エ 認知症についての正しい知識の普及啓発を行うこと。

(3) 補助要件

2か月に1回以上、1回2時間以上開設すること。

(4) 補助額

認知症カフェ運営補助金 1団体につき1回のみ、50,000円を上限に運営補助金を交付し、開設準備費用や広報等の経費を対象に助成します。

第6章 市民ボランティアの育成（再編）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下に基づき、市民ボランティアを育成します。

(1) 市民ボランティアを育成します（市民が市民を指導して、市内に拡大する介護予防を展開します）。

これまで育成してきた介護予防サポーター、介護支援ボランティア、新たなシルバーリハビリ体操指導士等、市民ボランティアの育成について、以下のとおり整理します。体操の好きな方やそうでない方など、市民にとっての選択のしやすさ、市民が二分化しないような組織化に配慮します。

2 現状

(1) 介護予防サポーター（介護予防サポートボランティアの会）

平成19年に結成、介護予防サポーター育成事業（2時間6日間）を受講後に、介護予防サポートボランティアの会に（任意）加入し活動します。会員は10年で現在68名。育成事業の年間の定員40人に対し、参加者が17人、うち加入者が12人と会員数が伸び悩んでいます。主な活動は以下のとおりです。

- ① はつらつサロン…コミュニティ会館などの公共施設で、THFのはつらつ教室修了者を対象に、えだまめ体操やスクエアステップ運動などの教室を自主的に運営。
- ② はつらつ教室の運営補助…講師のTHF職員を補助し、体操などを実施。

(2) 介護支援ボランティア（ボランティアポイント制度）

26年度に開始し、現在238人が登録しています。説明会での約1時間の注意事項を受け登録後、介護保険施設などで草取り、洗濯物の整理、傾聴ボランティアなどを行っています。1時間以上の活動でポイントを取得でき、年間最大5,000円の交付金が受け取れます。

3 市民ボランティアの育成（案）

以下の4種類の市民ボランティアを育成します。

ボランティア	年齢	組織	活動内容	活動場所
シルバーリハビリ体操指導士（新規）	年齢制限なし	シルバーリハビリ体操指導士会	シルバーリハビリ体操	市内各所及び介護予防大学
介護予防サポーター（従来）	年齢制限なし	介護予防サポートボランティアの会	元気アップ体操（スクエアステップ等）	介護予防大学
介護支援ボランティア（従来）	65歳以上	個人。組織化しない。	草取り、傾聴ボランティア等	介護保険施設及び介護予防大学
介護予防大学ボランティア（新規）	年齢制限なし	個人。組織化しない。	介護予防大学運営補助	介護予防大学

(1) シルバーリハビリ体操指導士（シルバーリハビリ体操指導士会）

シルバーリハビリ体操普及のため10年間で500人（高齢者人口の1%）を目標に重点的に養成します（29年度は60人）。活動の場所は公共施設以外にも自治会館、介護保険施設など市内各所で市民の指導士がいつでもどこでも行えます。シルバーリハビリ体操指導士会を組織し、介護予防サポートボランティアの会と双方が協力できる関係を築いていきます。

① 活動内容

- ・シルバーリハビリ体操体験教室での指導（介護予防大学の体験教室）
- ・自主的なシルバーリハビリ体操教室の実施（人、場所の確保等）
- ・介護予防大学の運営補助

※シルバーリハビリ体操は介護予防の効果を失わないようにすることやけがを防止するため、原則としてほかの体操やレクリエーションと混ぜて行ってはいけないことになっています。

② 要件

野田市民で、地域でボランティア活動のできる方。年齢制限はないが高齢者優先。

③ 養成方法

詳細は第3章シルバーリハビリ体操（新規事業）のとおり。

現在の介護予防サポートボランティアの会会員の介護予防サポーター（現在68人）には積極的にシルバーリハビリ体操指導士になっていただけるよう促し、養成します。

(2) 介護予防サポーター（介護予防サポートボランティアの会）

介護予防サポートボランティアの会の事務局を保健センターから介護保険課に移管し、これまでどおり、公共施設を活動の場所として、はつらつサロン自主運営を継続します。

一方、再編後に介護予防サポーター育成事業、介護予防サポーター自主活動支援事業は多額の費用を要し、参加者が少なかったため廃止いたします。そこで、会員のボランティアとしての技術力を維持するため、希望者はスクエアステップリーダーになることができるよう、新たに養成講座を実施します。

また、介護予防サポーターのみなさんには、積極的にシルバーリハビリ体操指導士となっただけのため、養成講座への参加を勧奨します。

また、はつらつサロンの参加者は、はつらつ教室等が廃止されることから、これまで限定されていた参加者を一般市民に拡大します。

① 活動内容

- ・えだまめ体操やスクエアステップなどのサロン活動
- ・介護予防大学の運営補助

② 要件

野田市民で、地域でボランティア活動のできる方。年齢制限はなし。

③ 養成方法

市の一般公募により、介護予防サポートボランティアの会に加入します。

介護予防サポーターになるための要件ではありませんが、スクエアステップリーダーを養成します。29年度40人養成講座を実施します。

(3) 介護支援ボランティア（ボランティアポイント制度）

活動の場所を従来の介護保険施設に介護予防大学の運営補助を加えます。

① 活動内容

- ・介護保険施設における草取り、洗濯、傾聴ボランティア
- ・介護予防大学の運営補助

② 要件

65歳以上の野田市民で、要介護認定等を受けておらず、介護保険料の滞納がないこと。

③ 養成方法

従来の介護支援ボランティア登録説明会を介護予防大学講座として行います。

(4) 介護予防大学ボランティア

前述の体操を中心に行うシルバーリハビリ体操指導士と介護予防サポーター（介護予防サポートボランティアの会）、体操以外の活動を中心に行う介護支援ボランティア（ボランティアポイント制度、65歳以上）が介護予防大学の運営補助を行うことができることとしますが、65歳未満の体操を行わないボランティアが参加することはできません。

そこで、年齢、体操に関係のない若いボランティアの受入先として介護予防大学ボランティアを設けます。

4種類すべてのボランティアの介護予防大学での活動の調整は事務局の介護保険課が担当しますが、業務委託によりTHFが行います。

① 活動内容

- ・介護予防大学の本講座の受付。たくさんのボランティアが受付で参加者に声掛けなどを行うことで、楽しい雰囲気に参加しやすくするため。
- ・参加者へのフォロー、後片付け。

② 要件

野田市民で、地域でボランティア活動のできる方。年齢制限はなし。

③ 養成方法

窓口説明を経て登録のみ。

第7章 民間活力の活用（新規事業）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5 一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下の項目に基づき、民間活力を活用します。

(6) 介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用します。

民間企業、ボランティア、サークル、地縁等の介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指します。

2 民間活力の事例

(1) スポーツクラブ、スイミングクラブ

専門知識を有する運動指導員等の指導・見守りの中、各種プログラムや器機により、運動の機会を提供し、比較的元気な高齢者を含めた幅広い世代が、健康維持・回復、体力向上、運動不足・ストレスの解消、ダイエットなどを目的として利用しています。

また、テニス、ゴルフ、剣道、ヨガなどのスポーツ教室等も同様の効果が期待できます。

利用料金 月額5,000円～10,000円

(2) 民間企業による健康、介護予防セミナー、イベント

銀行や民間企業が健康や介護予防に関するセミナーを行っています。

(例) 銀行の介護セミナー、食品メーカーの栄養セミナー、介護事業所のイベント

(3) 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者などに食事を宅配する配食サービスは、栄養改善や虚弱化予防につながるバランスのとれた栄養の食事を提供するとともに、安否確認にも役立っています。

3 民間活力の活用の現状

(1) 野田市行事の共催及び後援に関する規則の活用

これまで、株式会社の事業を野田市が後援した実績はありませんでしたが、平成28年9月より規則の運用を拡大し、介護予防に資する取組は後援することとしました。広報ポスターに野田市後援とし、公共施設等に配置するとともに、市報で広報しました。

(2) 介護支援ボランティア制度のボランティア受入れ

ボランティアポイントの介護支援ボランティアを民間の介護保険施設等（48施設）で受け入れています。

4 新たな「介護予防サポート企業事業実施要綱」の制定

前述の「野田市行事の共催及び後援に関する規則」の運用では、協力を仰ぎたい民間企業への周知が難しく、手続きも煩雑です。

そこで、「介護予防サポート企業事業実施要綱」を制定し、介護予防に資する取組を積極的に行う企業に事前に登録いただき、主旨に合致した事業であれば、野田市の後援や周知協力を可能とします。

5 民間活力の活用（案）

（1）市民への民間活力への参加の推奨

市が健康づくりや介護予防に資する民間活力を推奨し、同種企業への平等に配慮し、周知や後援を行い、市民の参加を促します。

（例）介護予防サポート企業として登録したスポーツクラブを会場として、介護予防大学の出前講座と同時にスポーツクラブの体験教室を開催し、加入を促します。

（2）民間企業による介護予防大学の講座の実施

市民の介護予防に関する知識の向上を目指して、民間企業のノウハウや専門知識をいかしたセミナーを、介護予防大学の講座として実施します。

（例）食品メーカーによる栄養セミナー
アミノ酸、みそや大豆などの栄養についてのセミナー。

（3）広報戦略への協力

民間企業に介護予防大学やシルバーリハビリ体操の周知を協力いただきます。

（例）民間施設内で介護予防大学等のポスター、チラシを配置。介護予防啓発イベントへの参加、運営を協力いただきます。

（4）通いの場、介護予防大学の場所の提供

民間企業や事業所の施設を通いの場、介護予防大学の場所として提供いただきます。

（例）ショッピングセンターのイベント広場で介護予防大学の出前講座を行います。ドラッグストアの地域交流スペースを通いの場や認知症カフェとして提供いただきます。

第8章 広報戦略（新規事業）

1 再編方針（再掲）

第1章 検討の経緯の5一般介護予防事業の再編の方向性7項目のうちの以下に基づき、広報戦略を展開します。

（7）広報活動を戦略的、積極的に展開します。

2 現状

（1）市報掲載、ポスター掲示、チラシ配布による介護予防教室の案内

（2）野田健康づくり推進プロジェクト報告会

「野田市健康づくり体感フェア2016」平成28年5月22日（日）市役所8階大会議室
えだまめ体操、筑波大学田中喜代次教授講演、トレーニング体験、介護予防教室の紹介

3 広報戦略の方針

（1）高齢者への感謝、敬意を表明します。

現在の高齢者を取り巻く環境は、戦後、大家族制が解体し、個人を基本とした核家族への転換が進み、介護の社会化により、家族内福祉が流動化して、男女共同参画が進む一方で、家族や地縁の関係が希薄化しています。

また、だれもが加齢に伴い体力は虚弱化していきませんが、これまでの介護予防教室では、体力向上の過剰なイメージが高齢者の介護予防に取り組む意欲に逆効果の面がありました。

そこで、地域で高齢者が終焉まで尊厳をもちつづけることができるよう、高齢者への感謝、敬意とともに、体力的な低下が訪れても、できる範囲のことを続けることで、明るく元気に生き続けて欲しいというメッセージを表明します。

（2）市民の介護予防に関する知識の向上を目指します。

これまでは「介護予防のために体操教室に参加しませんか。」という結論だけを広報するため、教室に参加したいと思う市民があまりいませんでした。

そこで、市民が苦勞して知識を得ることにより、理解できる範囲が広がり、さらに知識を高める動機づけとなり、最終的には得た知識を活用し、人に伝えたいという気持ちになるよう、介護予防が必要な理由、健康や介護予防に関する知識を周知し、市民の介護予防に関する知識の向上を図ります。これにより、市民自らが学び、力をつけ、地域を支えていく人材が増えていくことが期待されます。

4 広報戦略～物的戦略～（案）

シルバーリハビリ体操、介護予防大学の広報にあたり、以下の物を作成し、広報します。

（１）広報映像

2分～3分程度の広報映像を作成し、介護予防大学の出前ミニ講座や各種イベントで、テレビやタブレット、インターネットにより紹介します。

内容 シルバーリハビリ体操の紹介。野田市全体が家族のイメージで、まちづくりを支えてきた高齢者と現役世代、子どもたちの映像、野田市の魅力の紹介、食、文化、名所などでダンスをするなどの映像を交えて。

（２）マーク、ロゴ、介護予防大学の名称

総合事業に共通のマーク、ロゴを作成し、すべての啓発物等に表示する。たとえば、同じマークを使いシルバーリハビリ体操、通いの場、認知症サポーターで色違いにするなど、野田市オリジナルの共通のイメージを作成します。

介護予防大学の親しみやすい名称を作成し、広報します。

（３）缶バッジ（介護予防大学学生証）

介護予防大学の学生証の代わりに缶バッジを配布するが、その際に入学願書に氏名等を記入いただきます。この情報を基に傷害保険に加入します。

（４）ニュースレター、介護予防大学スケジュール表、ポスター、チラシ

3か月に1回程度、介護予防に関する知識の向上に資する情報を掲載したニュースレター（A4両面）、介護予防大学スケジュール表（A3両面）を作成し、各所で配布します。

統一したイメージのロゴ、カラーを用いて、介護予防大学、シルバーリハビリ体操の広報ポスターやチラシを作成し、配置します。

（５）のぼり旗、ステッカー

介護予防大学講座、シルバーリハビリ体操体験教室、通いの場で、場所の周知のために、のぼり旗や掛け軸を掲示します。

通いの場や認知症カフェの出入り口にステッカーを貼布する。介護予防大学のマグネット式ステッカーを公用車に貼布します。

5 広報戦略～人的戦略～（案）

市内各所への出前講座や啓発イベントにより、より多くの市民に直接訴えかけ広報します。

（１）介護予防大学 出前ミニ講座

道具なしでいつでもどこでも行える、5分～15分程度の講話、実演による「介護予防大学 出前ミニ講座」を、スーパー、ドラックストア、銭湯や自治会館、公共施設で行います。

内容 健康寿命と介護予防の知識、えだまめ体操、シルバーリハビリ体操、介護予防大学のスケジュール等

(2) 介護予防啓発イベント

市内最大の多世代交流として、子どもから高齢者まで市民が集い、健康づくり、介護予防のイベントを開催し、シルバーリハビリ体操や介護予防大学について広報します。

また、市内の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に参加いただき、市民に広報するとともに、「(仮称) 在宅リハビリテーション連絡会」の設立に向けたきっかけづくりを行います。

① 開催予定

総合公園体育館	平成29年 6月11日(日)
関宿総合公園体育館	平成29年11月19日(日)
北・南コミュニティセンター	平成29年10月頃

② 参加予定者(目標人数)

市民(幼児、保護者)、介護予防サポートボランティアの会、いきいきクラブ、地区社会福祉協議会、近隣のシルバーリハビリ体操指導士、野田市医師会、歯科医師会、薬剤師会、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護サービス事業者、介護支援専門員、民間企業(スポーツクラブ、配食サービス事業者等)

野田市総合公園体育館	800~1000人
野田市関宿総合公園体育館	500人
北・南コミュニティセンター	300人

③ 内容(案)

講演 茨城県立健康プラザ管理者(シルバーリハビリ体操考案者)大田仁史医師
筑波大学教授 田中喜代次氏

実演 シルバーリハビリ体操(他市の指導士)、理学療法士による施術体験、介護予防大学模擬講座、スポーツクラブプログラム(民間)、幼児向けイベント(民間)

展示・出店 介護サービス事業者、配食サービス事業者

第9章 まとめ

「介護予防10年の計」

一般介護予防事業の再編により、高齢者への感謝、敬意の表明と介護予防に関する知識の向上を目指し、シルバーリハビリ体操を普及や（仮称）介護予防大学、通いの場の創出、市民ボランティアの育成、民間活力の活用、広報戦略を推進しますが、これらの取組では、いずれも人づくり、場所づくりが鍵となります。

この介護予防の取組による効果として、健康寿命の延伸により元気な高齢者が増え、要介護要支援の認定率を抑制するためには、各事業の実施にあたり、市民の自助、共助による取組を中心として、試行錯誤を繰り返しながら、不断の努力を怠らないことが肝要となります。これを「介護予防10年の計」ととらえ、一般介護予防事業を推進します。

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託につきまして、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
のだ訪問サービス合同会社	のだ訪問サービス	野田市柳沢
ヌマタ株式会社	ケアプランゆうゆう	埼玉県松伏町